

**消費者トラブル**  
**有名メーカーのサイトを模倣した偽サイト**

消費生活相談窓口には、「有名メーカーの家具や家電製品、人気の家庭用ゲーム機を注文し代金を支払ったが商品が届かない」といった相談が多数寄せられています。

偽サイトの運営者は、実在する有名メーカーの名をかたり、公式サイトから商品の画像や文章を盗用するなど、公式サイトとの構成を模倣するなどしているため、一見ただけでは、公式サイトとの見分けがつきづらくなっています。

一旦、代金を支払ってしまうと、被害を回復することは、非常に困難となりますので、安易に注文や支払いをせず、公式サイトかどうかURLでしっかりと確認してください。

偽サイトが指定した口座に商品代金を振り込んでしまった場合は、速やかに振込先の金融機関や消費生活相談窓口にご相談してください。

▼問合せ 県消費生活総合センター  
☎052・962・0999  
☎消費者ホットライン ☎(高番なし)188

**お知らせ**  
**春の安全なまちづくり県民運動**

新年度を迎え、入園・入学した子どもたちや、新たに社会人として働く方も多くなります。安心して新生活を送るためにも、春日頃から犯罪に巻き込まれないよう気をつけることが重要です。

新しい生活が始まるこの時期は、身分を装ってキャッシュカードを狙う特殊詐欺や、春から夏にかけて増加傾向にある子どもに対する声かけ・つきまといなどにはより一層の注意が必要です。

犯罪被害に遭わないためには、日頃から住民の皆様一人ひとりが、高い防犯意識を持ち、身近な対策を実践していくことが何より大切です。

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」を合言葉に、身の回りの犯罪の防止に取り組んでください。

▼期間 4月1日(木)～10日(土)  
▼問合せ 県防災安全局県民安全課  
☎052・954・6176  
FAX 052・954・6910

**お知らせ**  
**春の全国交通安全運動**

この時期は、新年度を迎え、新一年生となった児童・生徒や新社会人の姿を見かけるようになります。不慣れた交通環境での通学・通勤に加え、様々な行事などで外出する機会が増えることから交通事故の発生が心配されます。

この春から、自転車通学・通勤を始める方も多いと思われます。自転車を利用する場合は、交通ルールを守って事故を防止するとともに、万が一事故に遭った場合の被害を軽減するためヘルメットの着用を心掛けてください。また、自転車利用者が加害者となることもありますので、自転車損害賠償責任保険等に加入してください。

悲惨な交通事故をなくすため、住民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通事故防止の徹底に努めてください。

▼期間 4月6日(火)～15日(木)  
▼問合せ 県防災安全局県民安全課  
☎052・954・6177  
FAX 052・954・6910

**お知らせ**  
**後期高齢者医療保険  
保養所利用助成制度**

愛知県後期高齢者医療制度の被保険者の皆様の健康保持・増進を目的に、次に掲げる協定保養所に宿泊する場合の宿泊費を助成します。

▼助成金額  
1人1泊につき千円(令和4年3月31日までに、全保養所合わせて4泊まで助成を受けることができます)

▼対象  
愛知県後期高齢者医療制度の被保険者

▼申込み  
宿泊申込時に保養所へ愛知県後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝えてください。宿泊当日は、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カードを提示してください。利用カードは、初回利用時に保養所で交付されます。精算時には、利用料金から助成金額千円を引いた金額をお支払いください。

▼問合せ  
愛知県後期高齢者医療広域連合給付課  
☎052・955・1205

**後期高齢者医療制度協定保養所**

場所	協定保養所名	電話番号
長野県(王滝村)	おんたけ休暇村	☎0264・48・2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533・68・4696
江南市	すいとぴあ江南	☎0587・53・5555 ※予約専用番号
豊田市	豊田市百年草	☎0565・62・0100
三重県(桑名市)	温泉ホーム松ヶ島	☎0594・42・3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎0562・82・0211

**お知らせ**  
**緊急小口資金、総合支援資金の  
特例貸付受付期間の延長**

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活資金にお困りの方に対する緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付の受付期間が6月末まで延長されます。詳しくは、社会福祉協議会までお尋ねください。

▼問合せ 社会福祉協議会  
☎29・0002